

# 「資格確認書」が交付された方へ

令和6年12月2日に従来の保険証は廃止（新規発行停止）され、現在はマイナ保険証による受診を原則とする仕組みとなっています。

**保険証の経過措置期間は令和7年12月1日で終了し、その後は医療機関を受診する際に保険証は使用できなくなります。**そのため、現時点でマイナ保険証の利用登録が確認できない方に「資格確認書」を交付いたします。

医療機関を受診する際は、窓口で提示してください。

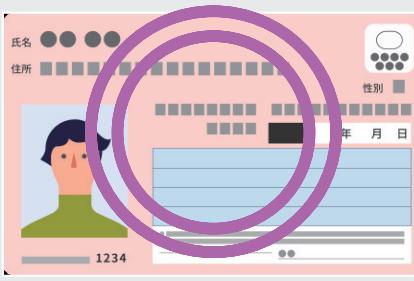
## 保険証

## マイナ保険証

## 資格確認書



令和7年12月2日以降は利用できません。 (※1)



質の高い医療等、様々なメリットがあります。



マイナ保険証のメリットはありません。 (※2)

(※1) 保険証は令和7年12月2日以降、健康保険組合への返却は不要なため、各自で廃棄してください。  
(※2) 資格確認書の様式は加入する健康保険組合によって異なります。

## 資格確認書とは

・マイナ保険証を利用できない下枠内の状態にある方に交付するもので、医療機関受診時に提示することで、これまでの保険証と同様に受診ができます。

- |  |                           |
|--|---------------------------|
| ■マイナンバーカードを紛失した・更新中の方                                      | ■マイナンバーカードを取得していない方       |
| ■マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方                        |                           |
| ■マイナ保険証の利用登録を解除した方   | ■マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方 |
| ■マイナンバーカードを返納した方   |                           |
| ■転入先の市区町村でマイナンバーカードの継続利用手続きを行っていない方（マイナンバーカードの電子証明書が失効した方） |                           |

※医療機関受診時の資格確認はマイナ保険証によることが原則であるため、あくまで例外的な位置づけのものとなります。また、質の高い医療等のマイナ保険証のメリットを受けることはできません。

※被保険者が退職した場合や、ご家族が扶養から外れた場合は返却が必要です。

マイナ保険証への切替をお願いいたします。

今回資格確認書が送られた方も

## マイナ保険証への切替をお願いします

### マイナ保険証のメリット

#### ■マイナ保険証を利用することで次のメリットがあります。

- ◆データに基づくより良い医療が受けられます。
- ◆手続きなしで高額医療の限度額を超える支払が免除されます。  
(限度額適用認定証の交付を受ける必要がありません)
- ◆救急現場で搬送中の適切な応急措置や病院の選定に活用できます。
- ◆マイナポータルで確定申告の医療費控除が簡単に行えます。
- ◆就職・転職・引越後も健康保険証としてずっと使用できます。

### マイナンバーカードの安全性

#### ■マイナンバーカードはセキュリティが確保されているため、保険証として携帯しても安心です。

- ◆マイナンバーカードのICチップには、医療や税金などプライバシー性の高い情報は記録されていません。
- ◆暗証番号を複数回まちがえるとロックがかかり、本人が手続きしないとロックが解除できません。
- ◆不正に情報を読み出そうとするとICチップが自動で壊れるしくみになっています。
- ◆顔写真がついているため、他人になりすまして悪用するのは困難です。
- ◆紛失・盗難の際は、24時間365日体制で一時利用停止を受け付けています。

【マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178】

### マイナンバーカードの取得方法・マイナ保険証利用登録方法

#### ■下記をご参考のうえ、マイナ保険証の利用準備をしてください。

##### 1 有効なマイナンバーカードをお持ちでない方は、まずは有効なカードを取得



##### 2 マイナンバーカードをお持ちの方は保険証利用の申込み

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、申込みが必要です。 ※以下から選択



##### 3 電子証明書の更新をお忘れの方は市区町村の窓口へ

電子証明書の有効期限が切れても、お住まいの市区町村窓口で手続きを行うことで再発行できます。